

平成19年度高知県公立学校再任用職員選考審査案内

1 受審資格

昭和20年4月2日から昭和23年4月1日までに生まれた者であって、1年間継続して勤務することができる次のいずれかに該当する者

- (1) 平成19年度末で市町村（学校組合を含む。以下同じ。）立の小・中学校又は県立学校（高知市立養護学校及び高知市立高知商業高等学校定時制を含む。）（以下「公立学校」という。）を定年退職する者（市町村が給与を負担している者を除く。）
- (2) 過去に公立学校の教職員であった者（以下「元教職員」という。）で、平成19年度末で高知県教育委員会事務局等を定年退職する者
- (3) 25年以上勤続して平成15年4月1日以降に定年を待たずに公立学校を退職した者（市町村が給与を負担した者を除く。）又は高知県教育委員会事務局等を退職した元教職員で、地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者
- (4) 高知県教育委員会に再任用されたことがある者（現に再任用されている者を含む。）

2 勤務の態様

- (1) 職務内容
 - ① 一般の教職員と同様の業務に従事する。
 - ② 配属先及び職務内容は県教育委員会が決定する。
 - ③ 他の任命権者との調整により、県教育委員会以外の任命権者によって再任用される場合もある。
- (2) 勤務時間
 - ① 常時勤務（フルタイム勤務）と短時間勤務の形態がある。
 - ② 常時勤務（フルタイム勤務）は、一般の教職員と同様とする。
ただし、職務の内容により、変則勤務となる場合もある。
 - ③ 短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で県教育委員会が定める。

3 給与関係

- (1) 給料月額
 - ① 常時勤務（フルタイム勤務）職員については、適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、従事する職の職務の級に応じた給料月額を支給する。

校長	4級	小・中学校	393,870円	高等学校等	403,655円	(平成18年4月1日施行)
教頭	3級	小・中学校	321,860円	高等学校等	328,605円	(")
教諭	2級	小・中学校	267,720円	高等学校等	271,018円	(")
講師	2級	高等学校等	271,018円		(")	(")
主任実習助手	2級	高等学校等	271,018円		(")	(")
主任寄宿舎指導員	2級	高等学校等	271,018円		(")	(")
実習助手	1級	高等学校等	228,241円		(")	(")
寄宿舎指導員	1級	高等学校等	228,241円		(")	(")
行政職	3級		251,230円		(")	(")
技能職	3級		251,230円		(")	(")
学校栄養職員	3級		239,784円		(")	(")
 - ② 短時間勤務職員については、適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、従事する職の職務の級に応じた給料月額に県教育委員会が定めるその者の1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額を支給する。
- (2) 小学校・中学校等教育職給料表及び高等学校等教育職給料表の1級又は2級職員には、給料月額の4%の教職調整額が支給される。
- (3) 従事する職務に応じて給料の調整額が支給される。
- (4) 諸手当
 - ① 支給される手当
管理職手当、地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当
なお、短時間勤務職員については、県教育委員会が定めるその者の1週間当たりの勤務時間や勤務の態様を考慮した額とする。
また、期末・勤勉手当については、年間2.35月分（成績標準者の場合）が支給される。ただし、支給割合は今後の状況により、変動することがある。

期末手当の支給割合（年間1.6月分）		勤勉手当の支給割合（年間0.75月分）	
6月	0.75月分	6月	0.35月分
12月	0.85月分	12月	0.4月分

- ② 支給されない手当
扶養手当、住居手当、単身赴任手当、初任給調整手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む）、へき地手当（準ずる手当を含む）、退職手当
- (5) 「3 給与関係」の(1)及び(4)に示す給料及び手当については、平成19年10月31日現在の条例規則に基づく額であり、条例規則が改正されれば、改正後の額による。
なお、「3 給与関係」の(1)の①に示す給料月額は、職員の給与に関する特例条例等（平成17年4月1日施行）の規定により減額された後の額を記載している。

4 任期

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間

5 受付

受付は、原則として郵送による申し込みとし、平成19年11月30日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。送付先は高知県教育委員会事務局教育政策課とする。

なお、直接、本人が持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、平成19年11月19日（月）から平成19年11月30日（金）までの間、県教育委員会教育政策課で受け付ける。受付時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

6 申込書

別添申込書によること。

7 申込方法

- (1) 在職者の場合
申込書に必要事項を記載のうえ、健康診断の健診結果を添え、県教育委員会教育政策課に提出すること。
※健康診断については9(2)で説明。
- (2) 既退職者の場合
申込書に必要事項を記載のうえ、健康診断の健診結果、申立書（様式1）及び市販の履歴書1通を添え、県教育委員会教育政策課に提出すること。
※健康診断については9(2)で説明。
※履歴書の職歴欄には公立学校の退職日を含め、それ以後の職歴について全て記入すること。

8 選考審査の日時、場所

日時：平成19年12月22日（土） 午前9時から

面接予定時刻は、受付期間終了後に申込者に連絡する。

場所：高知県庁西庁舎 高知市丸ノ内1丁目7-52

9 選考審査の方法

面接考査、健康診断及び勤務実績を総合的に判断する。

- (1) 面接考査：個別面接による考査
- (2) 健康診断：1年間継続する職務遂行に必要な健康を有するかどうかについて健診結果により判断する。
健康診断は、次の①又は②のいずれかの方法により行う。ただし、既に退職している者は、①の方法に限る。
- ① 医療機関又は検診機関で受診する場合
別添の健康診断書（様式2）に氏名、性別、住所、生年月日、職業を記入のうえ持参し、全検査項目について受診すること。健診結果は密封のまま、申込時に申込書に添付すること。
なお、この健康診断にかかる費用は自己負担とする。
- ② 県又は市町村が実施した定期健康診断等の健診結果の写しを提出する場合
県又は市町村が実施した定期健康診断等の健診結果（平成18年度又は平成19年度のいずれか直近の健診結果）の写しを、申込時に申込書に添付すること。
なお、県又は市町村が実施した定期健康診断等とは、県、市町村、公立学校共済組合高知支部が実施した次のいずれかのものとする。

県又は市町村が実施した定期健康診断等 「定期健康診断」、「人間ドック」
--

10 合格者の発表

平成20年2月中旬（予定）に申込者に文書で通知する。

11 配置先の決定

平成20年3月下旬の定期人事異動の中で決定する。

12 その他

この選考審査についての問い合わせは、高知県教育委員会事務局教育政策課にすること。

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目7-52 TEL088-821-4568